

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の整備事業について申請する場合、要望書は事業ごとの提出となるのでしょうか。	要望される事業ごとに要望書を作成し、提出ください。
2	施設の設置主体ではなく、運営主体が申請することは可能ですか。	財産管理者が申請するようにしてください。
3	補助申請者と補助対象の財産管理者が異なる場合、補助対象となりますか。	補助申請者と財産管理者は、同一である必要があります。
4	観光協会は補助対象事業者の民間事業者に含まれますか。	含まれます。
5	補助対象事業者に民間企業は含まれますか。	含まれます。（一部対象外の事業者がございますので、詳細は応募要領をご確認ください。）
6	複数の自治体等で構成される任意の協議会（〇〇広域連携観光協議会など）は、補助対象事業者に含まれますか。	当該協議会が、法人格を有している場合は、民間事業者に該当します。

個別事業の共通事項について		
No.	問	回答
7	補助金額に上限・下限はありますか。	特に設けておりませんが、補助対象経費は補助事業の補助対象要件を満たすもののみとなります。
8	すでに事業着手・契約をしている事業について申請することは可能でしょうか。	補助対象となりません。交付決定後に事業着手・契約した経費が対象となります。
9	国からの補助とは別に都道府県等自治体からの補助金等を受けることは可能ですか。	可能です。ただし、自治体による補助金等の財源が国費である場合は、不可能となります。
10	観光庁からの補助とは別に国の補助金等を受けることは可能ですか。	同一事業に対し、国の補助金等を複数受けることはできません。
11	人件費は補助対象となりますか。	人件費は補助対象となりません。
12	繰り越して事業を実施することは可能ですか。	原則、年度末までに事業を完了してください。
13	事業完了後、所有権を譲渡する場合でも、補助対象となりますか。	補助対象となりません。仮に事業完了後、所有権を譲渡する場合、取得財産の処分の対象となり、原則、国土交通大臣の承認が必要となります。（取得財産の管理等については、応募要領をご確認ください）
14	補助金の前払いを受けることは可能ですか。	概算払いをすることは可能です。 概算払いの可否については、交付決定後に状況を踏まえての個別判断となりますので別途ご相談ください。なお、この場合においても当該年度内の事業完了をしていただき、補助金の精算を行うこととなります。
15	複数事業者の見積もりは必須でしょうか。	経費の妥当性を判断するため、複数事業者の見積もりを求めています。 なお、地方公共団体が補助対象事業者の場合であって、公共建築工事積算基準等に基づいて地方公共団体が作成した設計書の場合は、複数見積りは不要です。

立地要件		
No.	問	回答
16	オリンピックパラリンピックのホストタウン、事前キャンプ地は、立地要件における「東京オリンピック・パラリンピック競技会場立地都市」に該当するのでしょうか。	該当します。

交付決定等のスケジュール

No.	問	回答
17	内示、交付決定の時期はいつになるのですか。	最短でも、要望書を受け付けた月の翌月中旬に内示、同月末に交付決定となります。ただし、申請内容の確認等に時間を要する場合もございますので、余裕をもった事業計画を作成してください。
18	すでに事業着手・契約をしている事業について申請することは可能でしょうか。	補助対象となりません。交付決定後に事業着手・契約した経費が対象となります。
19	交付が決定するまでの間、事業を進めることは可能ですか。	交付決定後に事業着手・契約した経費が対象となります。事前着手されたものは補助対象外となります。
20	繰り越して事業を実施することは可能ですか。	原則、年度末までに事業を完了してください。
21	補助金の支払日を事前に教えてもらうことは可能ですか	支払請求書を受領してからの手続きとなります。支払日を指定したり、支払日を事前にお伝えすることができませんので、ご了承ください。
22	完了実績報告書の提出は、いつまでにすればよろしいですか。	要綱上、完了実績報告書の提出については、補助事業の完了後、1ヶ月を経過した日または補助事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとしておりますが、可能な限り速やかに事業を進めていただき、3月上旬までに事業完了、3月10日までを目標として事業完了報告書をご提出いただきますようお願いいたします。

外国人観光案内所Q&A

無料公衆無線LAN環境の整備

No.	問	回答
1	施設の一部を外国人観光案内所とする場合、無料公衆無線LANは、どこまでを補助対象とすることができますか。	外国人観光案内所のスペースをカバーする無料公衆無線LAN設備を補助対象とします。(同一フロアでも、外国人観光案内所と別の範囲をカバーする無料公衆無線LANは、補助対象になりません。)

案内標識・掲示物

No.	問	回答
2	案内標識はどこまでが補助対象になりますか。	外国人観光案内所の外に設置・整備する場合は、当該施設への多言語(最低限英語)での誘導を主たる目的とするものに限ります。
3	案内標識の設置場所に関して、「合理的なルート上」とは具体的にどのような場所を指しますか。	最寄り駅等から、外国人観光案内所へのアクセスルート上となります。
4	商業施設等の一部に外国人観光案内所がある場合、誘導看板に、その商業施設の広告を掲載することは可能ですか。	外国人観光案内所への誘導が主体となる看板とすることが必要です。デザイン等、ご提示のうえ、個別ご相談ください。
5	観光案内所内に設置する周辺地図は補助対象になりますか。	観光案内所の情報を含む周辺地図であれば補助対象となります。

先進機能の整備

No.	問	回答
6	多言語翻訳システム機器を利用するために必要なSIMカードは補助対象となりますか。	SIMカードはランニングコストとみなし、補助対象外となります。
7	タブレットにインストールする多言語翻訳アプリに指定はありますか。	インストールしていただく多言語翻訳アプリの指定はございませんが、「VoiceTra」の活用を推奨します。
8	翻訳アプリや通訳サービスの導入・維持経費は認められますか。	翻訳アプリや通訳サービスソフトの年間ライセンス料や月額利用料といった維持経費(利用料と切り分けられない初期導入費用含む。)は補助対象となりません。なお、翻訳アプリについては、情報通信開発機構が提供する「VoiceTra」が無料で利用できるため、こちらの活用についてご検討ください。
9	タブレットやVR体験用のゴーグルや、ウェアラブル翻訳機は、補助対象となるのでしょうか。	補助対象となります。ただし、備品台帳の整備など、財産管理ができる体制を整えている必要があります。

ホームページ

No.	問	回答
10	コンテンツ作成の対象はどのようなものがありますか。	VR機器、デジタルサイネージで発信するコンテンツ作成費用、施設内でDVD等により多言語(最低限英語)で発信する動画等作成費用、パンフレット作成費用(印刷費を除く。)が対象となります。
11	ホームページの観光情報が古くなっているため、全体的なりリニューアルを考えているが、補助対象となり得ますか。	観光情報の更新はランニング費用とみなし、対象外となります。新たな言語のホームページの追加や現在掲載されていない災害や交通等の情報を追加する費用については、補助対象となります。
12	ホームページにおける交通機関情報は何ですか。	近隣の駅や、バス等各種交通機関の手段や、時刻表等の情報となります。
13	ホームページにおける災害情報は何ですか。	災害時に必要に応じて発信する、「各種交通機関の運行状況」「医療機関情報」「避難所情報」等となります。
14	観光、交通、災害情報のホームページ多言語化にあわせ、他の情報(予約サイトや広告等)も多言語化する場合、補助対象となりますか。	補助対象となりません。観光、交通、災害情報のホームページ多言語化のみ補助対象となります。

観光案内所の整備・改良

No.	問	回答
15	施設の老朽化に伴う修理修繕や耐震改修は、補助対象外となりますか。	施設の老朽化に伴う修理修繕や耐震改修のみの要望では、補助対象外となります。
16	設計において、基本設計にかかる費用は補助対象となりますか。	基本設計は補助対象外となります。
17	実施設計のみの補助申請は可能ですか。	年度内に事業完了し、案内所の運用を開始していただく必要があるため、実施設計のみの補助申請はできません。
18	体験コンテンツの備品等を収納する倉庫は補助対象となりますか。	補助の対象となるのは、主に訪日外国人を含む旅行者が利用する部屋等となりますので、倉庫は補助対象外です。
19	大規模施設の一部を外国人観光案内所とする場合、その建設費用を按分して要望することは可能ですか。	左記のケースの場合、建物の建設費用は、補助対象となりません。ただし、外国人観光案内所部分にかかる内装や備品等にかかる費用は補助対象となる場合がございます。個別、ご相談ください。

スタッフ研修

No.	問	回答
20	観光地視察等も補助対象となるでしょうか？	スタッフ研修は、案内所の受入環境整備の一環として主に訪日外国人対応や多言語対応に資する研修を想定しており、補助申請に際しては、訪日外国人対応・多言語対応に資する研修であり、一般的な観光と視察研修との違いを確認できる必要があります。

その他

No.	問	回答
21	そうじ道具などは補助対象となりますか。	補助対象になりません。
22	J N T Oの外国人観光案内所認定は、いつまでに取得すれば良いでしょうか。	年度内に認定を取得できるようにしてください。 なお、認定申請から認定取得まで、約60日の期間を要しますので、ご注意ください。

観光拠点情報・交流施設Q&A

観光拠点		
No.	問	回答
1	観光拠点として、文化や伝統芸能等の無形物を位置づけることは可能でしょうか。	観光拠点情報・交流施設は、観光拠点へ訪れていただくための情報提供の場と位置づけられることから、文化や伝統芸能等形物そのものは、観光拠点とはなりません。その文化や伝統芸能等無形物に由来する、地域や施設等を観光拠点とすることが必要となります。（例として、「〇〇祭り」ではなく、神社、山車を取る蔵、祭りを実施する地域等が観光拠点として妥当と考えられます）
2	まち全体を観光拠点とすることは可能でしょうか。	漠然と〇〇市全体ではなく、集客力の高い地域を観光拠点とすることは可能です。（例として、伝統的建造物地区等）
3	観光拠点には既に多くの外国人旅行者が来訪している必要がありますか。	現状外国人が多く来訪していない場合は、当該観光拠点への具体的なインバウンド誘客の取組みや、仕掛けづくり等について、説明や資料を求める場合があります。
補助対象事業		
総論		
No.	問	回答
4	大規模施設の一部を観光拠点情報・交流施設とする場合、その建設費用を按分して要望することは可能ですか。	左記のケースの場合、建物の建設費用は、補助対象となりません。ただし、観光拠点情報・交流施設部分にかかる内装や備品等にかかる費用は補助対象となる場合がございます。個別、ご相談ください。
5	施設を運営する中で、入館料等により収入がある事業があるが、その場合補助対象外となるのでしょうか。	原則、当該施設による収益が維持・管理費程度であることとし、当該施設の収益により施設整備費が回収できる場合は、対象外となりますので、必要に応じて収支（予定）を確認させていただきます。
6	客が激減する冬期に施設を閉所する施設となりますが、補助対象となるのでしょうか。	何らかの理由により、1年を通じて開所することができない施設でも補助対象となります。ただし、閉所している期間等において、当該施設を目的外の用途に使用する場合は、補助対象外となります。
7	壁等で仕切られていない空間を観光拠点情報・交流施設とすることは可能でしょうか。	他のスペースとは明確に区切られた空間である必要があります。
8	補助申請者と補助対象の財産管理者が異なる場合、補助対象となりますか。	補助申請者と財産管理者は、同一である必要があります。
無料公衆無線LAN環境の整備		
No.	問	回答
9	施設の一部を観光拠点情報・交流施設とする場合、無料公衆無線LANは、どこまでを補助対象とすることができますか。	観光拠点情報・交流施設のスペースをカバーする無料公衆無線LAN設備を補助対象とします。（同一フロアでも、観光拠点情報・交流施設と別の範囲をカバーする無料公衆無線LANは、補助対象になりません。）
案内標識・掲示物		
10	案内標識はどこまでが補助対象になりますか。	観光拠点情報・交流施設の外に設置・整備する場合は、当該施設への多言語（最低限英語）での誘導を主たる目的とするものに限りです。
11	案内標識において、「〇〇観光拠点情報・交流施設において観光拠点の場所を誘導する看板等」は、観光拠点情報・交流施設内に設置する必要がありますか。	観光拠点情報・交流施設内又はその周辺（施設よりほど近い場所、10m程度）に設置するものが補助対象となります。
12	案内標識の設置場所に関して、「合理的なルート上」とは具体的にどのような場所を指しますか。	最寄り駅や観光拠点等から、観光拠点情報・交流施設へのアクセスルート上となります。
13	商業施設等の一部に観光拠点情報・交流施設がある場合、誘導看板に、その商業施設の広告を掲載することは可能ですか。	観光拠点情報・交流施設への誘導が主体となる看板とすることが必要です。デザイン等、ご提示のうえ、個別ご相談ください。
14	観光拠点情報・交流施設内に設置する周辺地図は補助対象になりますか。	観光拠点情報・交流施設及び観光拠点の案内を含む周辺地図であれば補助対象となります。

先進機能の整備		
15	多言語翻訳システム機器を利用するために必要なSIMカードは補助対象となりますか。	SIMカードはランニングコストとみなし、補助対象外となります。
16	タブレットにインストールする多言語翻訳アプリに指定はありますか。	インストールしていただく多言語翻訳アプリの指定はございませんが、「VoiceTra」の活用を推奨します。
17	翻訳アプリや通訳サービスの導入・維持経費は認められますか。	翻訳アプリや通訳サービスソフトの年間ライセンス料や月額利用料といった維持経費（利用料と切り分けられない初期導入費用含む。）は補助対象となりません。なお、翻訳アプリについては、情報通信開発機構が提供する「VoiceTra」が無料で利用できるため、こちらの活用についてご検討ください。
18	タブレットやVR体験用のゴーグルや、ウェアラブル翻訳機は、補助対象となりますか。	補助対象となります。ただし、備品台帳の整備など、財産管理ができる体制を整えている必要があります。
ホームページ		
19	ホームページの観光情報が古くなっているため、全体的なりリニューアルを考えているが、補助対象となりますか。	観光情報の更新はランニング費用とみなし、対象外となります。新たな言語のホームページの追加や現在掲載されていない災害や交通等の情報を追加する費用については、補助対象となります。
20	ホームページにおける観光拠点情報とは何ですか。	観光拠点の歴史・文化等の魅力や見どころを紹介する情報となります。
21	ホームページにおける観光案内情報とは何ですか。	観光拠点情報・交流施設周辺を含む観光情報（史跡、観光施設等）を紹介する情報となります。
22	ホームページにおける交通機関情報とは何ですか。	近隣の駅や、バス等各種交通機関の手段や、時刻表等の情報となります。
23	ホームページにおける災害情報とは何ですか。	災害時に必要に応じて発信する、「各種交通機関の運行状況」「医療機関情報」「避難所情報」等となります。
24	観光、交通、災害情報のホームページ多言語化にあわせ、他の情報（予約サイトや広告等）も多言語化する場合、補助対象となりますか。	補助対象となりません。観光、交通、災害情報のホームページ多言語化のみ補助対象となります。
観光拠点情報・交流施設の整備・改良		
25	施設内のトイレ改修だけを事業内容として補助申請することは認められますか。	基幹事業である情報発信機能の向上に関する事業を実施することが必要となります。その上で効果促進事業である建物の改修等に附随するトイレ改修が補助対象となります。なお、トイレ改修だけを希望する場合は、「公衆トイレの洋式化及び機能向上」での申請についてご検討ください。
26	施設の老朽化に伴う修理修繕や耐震改修は、補助対象外となりますか。	施設の老朽化に伴う修理修繕や耐震改修のみの要望では、補助対象外となります。
27	設計において、基本設計にかかる費用は補助対象となりますか。	基本設計は補助対象外となります。
28	実施設計のみの補助申請は可能ですか。	年度内に事業完了し、観光拠点情報・交流施設の運用を開始していただく必要があるため、実施設計のみの補助申請はできません。
その他		
29	そうじ道具などは補助対象となりますか	補助対象となりません。

観光スポットの段差解消Q&A

補助対象事業者

No.	問	回答
1	同一の申請者が複数の段差の解消について申請する場合、要望書は観光スポットごとの提出となるのでしょうか。	観光スポットごとに要望書を作成し、提出ください。
2	観光協会は補助対象事業者の民間事業者に含まれますか。	含まれます。

補助対象要件

No.	問	回答
3	訪日外国人旅行者の評価について、観光スポットが所在する市区町村が実施した調査において、評価が高ければ補助対象となるか。	一般的に訪日外国人旅行者が多く利用する口コミサイト等において評価が高い観光スポットを補助対象とします。独自に調査されたものは補助対象となりません。
4	口コミサイト等の客観的な評価において、どの程度の評価をされている必要があるのか。	例えば、訪日外国人を対象とした口コミサイト等で一般に公開されている順位において、過去5年以内に非常に高い評価を得ているようなものが想定されます。
5	周辺に所在する旅客施設その他の施設の利用の状況及び移動円滑化の状況とはどういった状況か。	最寄りの旅客施設等においても、高齢者・障害者等が円滑に移動ができるようになっており、観光スポットに到達できるようになっているような状況になっていること。
6	観光スポットの周囲や駅からのアクセス経路上の段差の解消も補助対象となるのか。	補助対象となりません。

補助対象事業

全般

No.	問	回答
7	すでに事業着手・契約をしている事業について申請することは可能でしょうか。	補助対象となりません。交付決定後に事業着手・契約した経費が対象となります。
8	国からの補助とは別に都道府県等自治体からの補助金等を受けることは可能でしょうか。	可能です。ただし、自治体による補助金等の財源が国費である場合は、不可能となります。
9	観光庁からの補助とは別に国の補助金等を受けることは可能でしょうか。	同一事業に対し、国の補助金等を複数受けることはできません。
10	繰り越して事業を実施することは可能でしょうか。	原則、年度末までに事業を完了してください。
11	補助申請者と補助対象の財産管理者が異なる場合、補助対象となりますか。	補助申請者と財産管理者は、同一である必要があります。
12	事業完了後、所有権を譲渡する場合でも、補助対象となりますか。	補助対象となりません。仮に事業完了後、所有権を譲渡する場合、取得財産の処分の対象となり、原則、国土交通大臣の承認が必要となります。（取得財産の管理等については、応募要領をご確認ください）

経費

No.	問	回答
13	補助対象外事業が一部でも総事業に含まれてしまう場合、全ての事業が補助対象外となってしまいますか。	総事業費から補助対象となる経費を切り出して申請することが可能です。
14	設計のみは補助対象となりますか。	設計から施工までが必要です。
15	屋外にエレベーターを設置する場合、エレベーター用の建物や通路が必要となるが、補助対象となるのか。	エレベーターの設置等に伴うものであれば、補助対象となります。ただし、外壁や内装の装飾等の段差の解消に直接関連しない経費は補助対象とはなりません。
16	エレベーター設置のために新たにエレベーター棟を建設する場合、躯体についても補助対象となるか。	エレベーターの設置等に伴う躯体については、補助対象となります。
17	エレベーターの利用料を収受する場合、補助対象となるか。	エレベーターの維持管理費程度であれば、補助対象となります。
18	スロープを設置するために、既存の階段の一部を移設する必要がある。階段の移設工事費用も補助対象となるか。	補助対象要件と照らし合わせて移設工事の必要性を確認しての判断となりますが、補助対象となり得ます。

公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	同一の申請者が複数の公衆トイレについて申請する場合、要望書は公衆トイレごとの提出となるのでしょうか。	公衆トイレごとに要望書を作成し、提出ください。
2	補助対象事業者に宗教法人は含まれますか。	<p>含まれます。ただし、下記の事項にご注意ください。</p> <p>本事業の補助対象となるトイレは、誰でも無料で利用可能な、公共性が高いトイレである必要があります。宗教法人の方が所有するトイレを整備する場合には、あくまで観光上の必要に基づく施設であるとの趣旨を踏まえ、下記のとおり取り扱います。</p> <p>①専ら宗教法人関係者が使用するトイレについては補助対象外とし、訪日外国人旅行者等が主として使用するトイレの場合に限る。</p> <p>②当該トイレの所在する自治体から、訪日外国人旅行者等の受入環境整備の観点から整備が必要な公共性の高いトイレである旨の書面（国土交通大臣宛）の提出を条件とする。</p> <p>（必要な記載事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専ら宗教法人関係者が使用するトイレではなく訪日外国人旅行者等が主として使用するトイレであること ・訪日外国人旅行者の受入れ環境整備の観点から整備が必要な公共性の高いトイレであること

補助対象事業		
全般		
No.	問	回答
3	公衆トイレは無料で一般に開放されているものとありますが、入場に料金が必要な施設内にある無料で開放されている公衆トイレは補助対象となりますか。	入場料や入館料が必要な施設内に所在する公衆トイレは補助対象外です。
4	公衆トイレの新築、建替、増築は補助対象となりますか。	補助対象です。ただし、土地の取得、公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、浄化槽の設置等）、建替・増築・新築等の躯体の新設工事は対象としません。
5	観光スポット周囲に所在する有料の駐車場内に設置された公衆トイレは補助対象となりますか。	公衆トイレの設置者が自治体の場合、駐車場の有料無料は問わず対象となります。駐車場の設置者が民間事業者でも公衆トイレの設置者が自治体の場合は同様です。
6	冬季は公衆トイレが閉鎖されてしまうが、開設期間要件はありますか。	特にありません。

経費		
No.	問	回答
7	補助対象外事業が一部でも総事業に含まれてしまう場合、全ての事業が補助対象外となってしまいますか。	総事業費から補助対象となる経費を切り出して申請することが可能です。
8	公衆トイレを移設することを考えているが、既存のトイレの撤去費用は補助対象となりますか？	移設の場合、移設前後のトイレが同じ観光スポットに関わる公衆トイレであれば、撤去費用は補助対象となり得ます。
9	設計のみは補助対象となりますか。	設計から施工までが必要です。
10	和式から洋式に交換する際、温水洗浄便座の設置は可能でしょうか。	可能です。基本整備項目である洋式化を行う場合には、その他の既存洋式トイレへの機能追加も可能です。
11	暖房便座が設置された洋式トイレに温水洗浄便座のみ設置したいが補助対象事業となりますか。	基本整備項目があれば対象となりますが、温水洗浄便座のみの設置は対象外です。
12	トイレの設置状況をHPやアプリに記載する場合は補助対象となりますか。	補助対象外です。
13	街中等から当該公衆トイレへの誘導看板の多言語化は補助対象となりますか。	補助対象となります。尚、新設する場合、当該トイレの場所まで誘導することを主目的に設置する看板であれば補助対象となります。
14	リース設備は補助対象となりますか。	補助対象外です。
15	既存建物の一部を改修（躯体工事）してトイレを設置する場合、便器設置費用や内装部分等については補助対象となりますか。	補助対象事業部分を切り出した申請は可能です。
16	基本整備項目である「和式便器の洋式化」を実施する場合、別の洋式便器に暖房便座のみを取り付けることは、補助対象となりますか。	補助対象となります。
17	既に温水洗浄便座がついている洋式便器を交換する場合は補助対象となりますか。	自動開閉、自動洗浄、自動除菌等の高機能化を伴う便器の交換であれば補助対象となります。

非接触式キャッシュレス決済環境の整備Q&A

事業全般に関して

No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の店舗の非接触式キャッシュレス決済環境を整備するため申請する場合、要望書は店舗ごとの提出となるのでしょうか。	一つの店舗・事業所等につき、要望書提出は1件とします（同一の設置主体が複数の店舗・事業所等について応募を希望する場合は、店舗・事業所等ごとに要望書を作成してください）。ただし、貸与する場合は、補助対象事業者ごとに要望書提出は1件とします。

補助対象事業者

No.	問	回答
2	「日本版DMO等の観光庁に登録されたDMO」とは、候補法人も含まれるのでしょうか。	含まれます。ただし法人格を有している必要があります。
3	「その他地域における観光まちづくりに取り組む法人」とは、団体名が〇〇観光局、〇〇観光・コンベンション協会等の名称の団体も含まれるのでしょうか。	含まれます。ただし、観光振興を目的として公益的な事業を行う団体に限ります。
4	法人格を持たない団体でも、補助対象となる場合はありますか。	構成員に地方公共団体又は代表者に法人格を有する者を含む地域の活性化に資する団体であって、応募要領に記載された事項を規約等で定めている団体であれば、法人格を有さずとも補助対象事業者となる可能性があります。

補助対象事業

No.	問	回答
5	対象となる店舗・事業所はどのような施設でしょうか。	訪日外国人を含む旅行者が現に多く来訪している、もしくは今後多く来訪することが想定される店舗・事業所等を対象としております。ただし、宿泊施設は除きます。詳細は応募要領のP.3 補助対象要件をご確認ください。
6	補助スキームの違いは何でしょうか。	貸与するスキームの場合、整備した機器の財産管理者は申請者である地方公共団体等となります。民間事業者等から直接申請するスキームの場合、整備した機器の財産管理者は申請者である民間事業者等となります。この場合、民間事業者等は法人格を有する必要があります。
7	本事業により整備した端末等を店舗・事業所等へ貸与する場合、貸与先について報告する必要はありますか。	要望書の様式により貸与先について報告してください。
8	本事業により整備した端末等を設置する店舗・事業所等において、キャッシュレス決済対応について案内をする必要はありますか。	店舗入口やカウンター等において、キャッシュレス決済の内容をインバウンドも理解できるよう多言語（最低限英語）で案内表示をしてください。
9	対象となるキャッシュレス決済手段とはどういったものですか。	クレジットカードや電子マネー、QRコード決済等が対象となります。また、1つの端末で複数の決済手段が使える場合も対象となります。ただし訪日外国人旅行者の利用が見込まれないキャッシュレス決済手段のみを整備する場合には対象となりません。
10	既にクレジットカード決済に対応している店舗において、新たにQRコード決済に対応するためにタブレット端末を購入（貸与）することは可能でしょうか。	可能です。既にキャッシュレス決済に対応している店舗であっても、端末等の整備により対応が可能となる決済手段が増加する等、何らかの機能向上が見られる場合は導入先として差し支えありません。
11	現金対応のみであった飲食店に新たにクレジットカード対応の自動券売機を設置する場合、補助の対象となりますか。	クレジットカード決済及びLAN環境の整備にかかる経費を分離することが可能であれば、一部の経費について補助の対象となり得ます。

混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示Q&A

事業全般・スケジュール等に関して

事業全般		
No.	問	回答
1	補助申請者と補助対象の財産管理者が異なる場合、補助対象となりますか。	補助申請者と財産管理者は、同一である必要があります。
2	同一の設置主体が複数の【混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示】の整備について申請する場合、要望書は設置する機器ごとの提出となるのでしょうか。	同一の設置主体が申請する場合、設置する機器ごとの要望書提出は不要です。 【混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示】の整備においては、原則、混雑状況を把握する機器を複数箇所組み合わせること（混雑状況を観光客に示すための機器等も含む）が要件であるため、同一設置主体が設置する機器等をまとめて要望書を作成し、提出ください。

補助対象事業

No.	問	回答
3	車の混雑状況は対象になりますか。	「人」の混雑状況のみを対象とします。
4	観光施設や営利目的施設の中に設置することは可能でしょうか。	利用料を収受しなければ入場できない場所（有料の観光施設内）も補助対象になり得ます。
5	混雑状況を観光客に示すための機器については、1箇所のみでの設置でもよいのでしょうか。	混雑状況を観光客に示すための機器については1箇所のみでも可能です。混雑状況を把握する機器については、複数箇所以上設置いただく必要があります。
6	既に混雑状況を観光客に示すための機器として設置済みのデジタルサイネージを活用予定で、混雑状況を把握する機器（センサーカメラ等）のみを設置する場合は補助対象となりますか。	混雑状況を把握する機器等は、複数箇所以上であり、把握した混雑状況について、訪日外国人を含む旅行者が容易に情報を取得できる体制を整えているのであれば対象となり得ます。
7	既に自治体独自で「混雑状況の見える化と推奨ルートの表示」の整備を実施済みで、混雑状況を把握する機器のみを追加整備する場合は対象となりますか。	既に混雑状況を把握する機器と混雑状況を観光客に示す機器を整備済みで、新たに混雑状況を把握する機器のみを追加する場合は対象となり得ます。ただし、既存の混雑状況を観光客に示す機器については、多言語にて訪日外国人を含む旅行者が容易に情報を取得できる体制を整えていることを前提とします。
8	デジタルサイネージによる混雑情報発信に附随する設備としての専用パソコンについて、動画の編集や事務作業にも併用可能ですか。	補助対象となる専用パソコンはデジタルサイネージでの混雑情報発信を行うための専用パソコンであり、事務作業等多用途で活用することはできません。
9	デジタルサイネージによる情報発信に広告を伴う内容が含まれていても補助対象となりますか。	広告収入を伴わない観光情報を主として発信する場合において、広告収入が設備の維持管理費程度であり、広告の募集・選定を公平中立に実施し、公序良俗に反しない内容の場合可能です。 ただし、広告の作成費用は補助対象経費から除きます。

観光案内所における非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備Q&A

非常用電源装置等の整備		
No.	問	回答
1	「災害等」はどの程度のものをいいますか。	多数の訪日外国人旅行者が、暴風、豪雨、地震等に起因する公共交通機関の大きな乱れ等により影響を受け又は、影響を受けるおそれが生じた場合であって、旅行者への継続的な情報提供の必要性が高まる場合を示します。
2	観光案内所に求められる機能として、災害等により職員の帰宅等が困難が生じる可能性がある場合も開所の継続が必要となりますか。	必要な安全の確認等を行った上で、可能な限りの業務継続をお願いするものです。やむなく閉所する場合は、外国人を受入可能な医療機関の情報、避難所の開設状況及びヘルプデスク等をデジタルサイネージや紙面で大きく掲示するなどの方法により、情報発信を行ってください。
3	災害等の発生時において、英語の他「その他の外国語による対応も可能であること」（応募要領P4）が要件となっていますが、対応可能な言語数について要件はありますか。	翻訳システム等を活用することで英語を含む2言語以上で対応可能な体制を構築してください。
4	「情報端末の充電サービスが利用可能である旨を公衆に見やすいよう多言語で分かりやすくその所在を示す」（応募要領P3、4）方法としてどういったものが想定されますか。	災害等の発生時に旅行者の目に付きやすい場所への張り紙、ホームページ及びSNS等での多言語での発信により、情報端末の充電ができる旨を周知してください。
5	充電サービスの周知に関わり「補助事業完了までに当該措置を実施する計画」（応募要領P4）とはどういったものをいいますか。	災害等の発生時に行う情報発信の内容、発信方法及び実施体制について補助事業完了までに整備願います。
6	その他の外国語に対応するための、多言語案内用タブレット端末や多言語翻訳システムについては、補助対象にならないのでしょうか。	カテゴリ1以上の認定取得した観光案内所においては、「観光案内所の整備・改良」のメニューに含まれていることから、そちらの活用を検討願います。
7	国際定期路線が就航する空港については、いつ時点での就航が条件ですか。	申請時点で国際定期路線が就航している、又は就航の予定がある空港を補助対象とします。
8	「電源の利用は観光案内所の運営に必要な範囲に限り」（応募要領P4）とされているところ、案内業務に関連して必要となる電力も対象となりますか。	必要な案内業務以外に、観光案内所入口の電動シャッター開閉等の案内業務に関連して必要となる電力も対象となります。 ※販売レジや商品保存用の冷蔵庫等、案内業務以外の機器に非常用電源を利用することはできません。
9	携帯電話等の情報端末への充電について、同時に何台程度の充電ができるようにする必要がありますか。	情報端末を同時に10台以上充電できる環境の整備をしてください。
10	非常用電源設備のみの応募も可能でしょうか。	情報端末への電源供給機器がすでに整備されており、災害等の発生時に複数の携帯電話等の情報端末を充電することが可能な場合、補助対象となります。
11	情報端末への電源供給機器のみの応募も可能でしょうか。	災害等の発生時に、必要な案内業務や携帯電話の充電等が可能な非常用電源が既に整備されている場合、補助対象となります。
12	情報端末への電源供給機器については、充電用のコンセントの設置をすることで問題ないか。	コンセントだけでは要件を満たしているとは言えません。災害時に旅行者が充電器を持っているとは限らないことから、充電器（充電ケーブル）まで整備することが必要となります。
13	非常用電源設備と情報端末への電源供給機器を合わせて応募も可能でしょうか。	可能です。
14	非常用電源設備、情報端末への電源供給機器について、平時における使用を前提に整備を行ってもよろしいでしょうか。	災害等の発生時に迅速かつ確実に機器を使用できる必要があります。よって、機器が確実に使用できる状態を維持することを目的とした平時の使用を前提とする整備については補助対象となります。
15	携帯電話等の情報端末の充電を有料で行うことは可能なのでしょうか。	有料で提供するものについては、補助対象外となります。
16	太陽光発電や手動の電源供給機器は補助対象となるのでしょうか。	災害等の発生時に、必要な案内業務や携帯電話等の情報端末を充電するために、安定した電力供給ができる環境を整えること必要があることから、電源供給が不安定な機器は補助対象外となります。

17	ガソリン携行缶等燃料を保管・運搬するための容器はその他の非常用電源装置等の整備に附随する機器に含まれるのでしょうか。	補助対象となります。
18	非常用電源装置の燃料については、補助対象となるのでしょうか。	燃料については、ランニングコストに該当するため補助対象外となります。
19	非常用電源装置について、使い捨ての電池式のものも補助対象となるのでしょうか。	燃料と同様の考えになりますので、補助対象外となります。
20	非常用電源装置と情報端末への電源供給機器が一体型になったものは補助対象となるのでしょうか。	補助対象となります。 非常用電源装置として申請してください。
21	非常用電源装置は、案内所をどの程度営業するための容量が必要なのでしょうか。	最低限、通常営業時間内は案内を継続するための容量が必要となります。
22	非常用電源装置や電源供給機器の老朽化に伴う補修や買い替えは、補助対象となるのでしょうか。	設備の故障、老朽化に対応するための修理修繕、代替更新に要する経費は、補助対象外となります。ただし、機能の明確な向上を伴う修理修繕、代替更新については補助対象となります。

その他		
No.	問	回答
23	JNTOの外国人観光案内所認定は、いつまでに取得すれば良いのでしょうか。	年度内に認定を取得できるようにしてください。 なお、認定申請から認定取得まで、約60日の期間を要しますので、ご注意ください。

観光施設等における感染症対策機器の整備Q&A

事業全般・スケジュール等に関して

事業全般

No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の観光施設の感染症対策機器等の整備するため申請する場合、要望書は観光施設ごとの提出となるのでしょうか。	同一の設置主体が申請する場合でも、要望書は観光施設ごとの提出となります。

補助対象事業者

No.	問	回答
2	「日本版DMO等の観光庁に登録されたDMO」とは、候補法人も含まれるのでしょうか。	含まれます。ただし法人格を有している必要があります。
3	「その他地域における観光まちづくりに取り組む法人」とは、団体名が〇〇観光局、〇〇観光・コンベンション協会等の名称の団体も含まれるのでしょうか。	含まれます。ただし、観光振興を目的として公益的な事業を行う団体に限ります。
4	法人格を持たない団体でも、補助対象となる場合はありますか。	構成員に地方公共団体又は代表者に法人格を有する者を含む地域の活性化に資する団体であって、応募要領に記載された事項を規約等で定めている団体であれば、法人格を有さずとも補助対象事業者となる可能性があります。

補助対象事業

No.	問	回答
5	対象となる観光施設はどのような施設でしょうか。	訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている又は訪れていると推定される観光施設等を対象としております。詳細は応募要領のP.2 補助対象となる観光施設をご確認ください。
6	入場料が必要な観光施設も対象となりますか。	有料無料問わず対象となります。
7	冬期は観光施設が閉鎖されてしまうのですが、開設期間要件はありますか。	何らかの理由により、1年を通じて開所することができない施設でも補助対象となります。ただし、閉所している期間等において、当該施設を目的外の用途に使用する場合は、補助対象外となります。
8	従業員専用の出入り口に設置する感染症対策のための機器は補助対象になりますか。	補助対象になりません。観光施設に訪れる訪日外国人旅行者の大多数が通常利用する経路において整備いただく必要があります。
9	複数箇所ではなく1箇所の感染症対策機器の整備を実施する場合、補助対象となりますか。	1箇所の感染症対策機器の整備でも補助対象となります。
10	本事業により整備した感染症対策機器等を貸与する場合、貸与先ごとに要望書を作成する必要がありますか。	貸与する観光施設ごとに要望書を作成いただく必要があります。
11	感染症対策のための機器とはどのようなものでしょうか。	赤外線サーモグラフィ、手指消毒器、アクリル板、間隔保持用ポール、館内の来場者数を把握するための入退場カウンター、非接触キャッシュレス端末、チケットレス端末等を想定しております。他にもご検討されているものがあれば、運輸局等経由でご相談ください。ただし使用期間が1年未満のものや消耗品、機器の設置にあたり建物の資産価値が増減する工事が必要な機器は補助対象になりませんので、ご注意ください。
12	リース設備は補助対象となりますか。	補助対象外です。